

新潟県中越沖地震を受けた原子力安全・保安院指示文書に基づく報告について

平成 19 年 7 月 20 日

当社は、原子力安全・保安院から受領した平成19年7月16日付指示文書「平成19年新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受けた電力会社への指示について」に基づき、浜岡原子力発電所における状況を取りまとめ、本日(7月20日)原子力安全・保安院に報告しましたのでお知らせいたします。

指示の概要

[\(指示文書へのリンク\)](#)

平成19年7月16日に発生した平成19年新潟県中越沖地震により東京電力柏崎刈羽原子力発電所で発生した変圧器火災で同発電所自ら行う消火活動に出遅れが見られたこと、ならびに同発電所で放射能を含む水漏れが発生し、当該漏えい水が海に放出されたことに関する原子力安全・保安院への報告に長時間を要したことを受け、各電力会社に対し下記の指示が出されました。

1. 原子力発電所内で発生した火災に対する事業者による消防活動の体制について早急に点検し、報告すること。
2. 放射能漏れ等の事故についての発電所から本社、本社から関係官庁への報告体制について、再度確認し、早急に報告すること。

報告の概要

[\(当社報告へのリンク\)](#)

1. 浜岡原子力発電所の消防活動の体制について

浜岡原子力発電所では、24時間体制で自衛消防隊を組織し、火災発生時に円滑な自衛消防活動を実施できる体制としている。(自衛消防隊の詳細については別紙参照)

火災発生時には、火災現場責任者の指揮のもと、発電消火要員および、消火チームが消火活動にあたることとしており、屋外の火災においては、これに加え消防車チームによる消火活動も行う。

消火設備としては、屋外消火栓、屋内消火栓、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、消火器などがあり、化学消防車、消防(タンク)車なども発電所構内に常備している。

自衛消防隊の実効性については、年1回以上の消火訓練等を通じて確認を行っている。

なお、御前崎市において震度5弱以上の地震を観測した場合は、緊急時対策要員全員が出社することとしている。

2. 当社の報告体制について

法律に該当する事故故障等があった場合は、社内ルールに基づいて発電所から直接、社内外に速やかに連絡を行うこととしている。

具体的には、中央制御室にいる発電指令課長または防護本部にいる警備長は、異常を発見した場合、速やかに通報連絡責任者に連絡を行い、通報連絡責任者は、あらかじめ定められた通報連絡系統に従い、社内外(※1)に電話およびファックスで通報連絡を行う。

なお、通報連絡責任者は、平日昼間帯は技術課長、休祝日および平日夜間帯は当直室(※2)の代表者としている。また、休祝日および平日夜間帯における社内の連絡は、当直室よりメールを発信し、関係者は会社が配備している携帯電話によりメールを受信することとしている。

通報連絡手段の有効性については、年8回以上の訓練を通じて確認している。

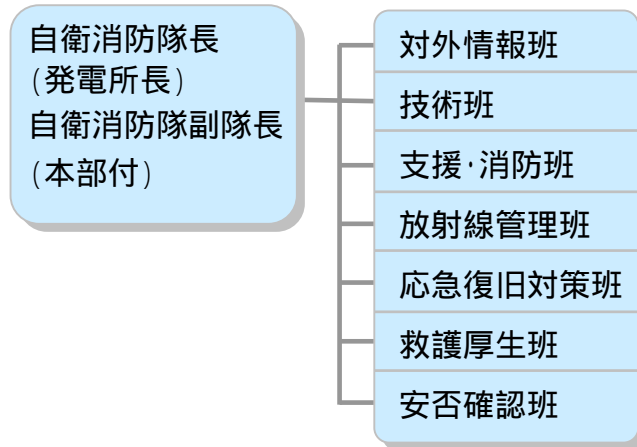
※1:社内外のうち、社外については原子力安全・保安院、静岡県、地元4市、地元消防署、マスコミ等を指す。

※2:緊急時速やかに社内外への通報連絡ができるよう、各種防災関係資機材を配備した部屋であって、休祝日および平日夜間帯においては、浜岡原子力発電所の管理職3名を配置している。

以上

浜岡原子力発電所の自衛消防隊の概要

自衛消防隊(約440名)



初期消火対応要員(20名)

火災現場責任者(当社社員(警備長)1名)

発電消火要員(当社社員(運転員)3名)

消防車チーム(委託警備員5名)

消防署案内者(委託防護員3名)

24時間体制交替勤務者

消火チーム(当社社員8名)

現場に精通した管理職2名を含む1班あたり8名の消火チームを4班編成し、1週間交替の輪番制として4班のうち1班を当番チームとしています。
消火チームの要員には、発電所から30分以内の通勤圏にある社員が任命されています。(休祝日および夜間は呼び出し)

【消火設備】

- ・屋外消火栓
- ・屋内消火栓
- ・泡消火設備
- ・二酸化炭素消火設備
- ・消火器 等

【消防車】

化学消防車(1台)



消防(タンク)車(1台)

